

大口町告示第58号

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する
要綱を次のように定める。

令和8年6月23日

大口町長 鈴木 雅 博

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部
を改正する要綱

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱（平成26年大口
町告示第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(検査費用及び接種費用助成対象者) 第2条 略 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> 略 2～4 略	(検査費用及び接種費用助成対象者) 第2条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 風しん第5期の対象者で国の集合契約に参加していない医療機関で抗体検査及び予防接種を実施した者</u> <u>(5)</u> 略 2～4 略